

介護付き有料老人ホーム庵原屋日和館

入居契約書

月払方式

令和 2 年 4 月 1 日改正



目 次

1.表題部

- (1) 目的施設
- (2) 入居者の居室
- (3) 入居後に支払う費用の内容

2.本文

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 目的施設の表示
- 第3条 目的施設の利用
- 第4条 各種サービス
- 第5条 管理規程
- 第6条 目的施設の管理・運営
- 第7条 運営懇談会
- 第8条 入居者の権利と不利益な取り扱いの禁止
- 第9条 苦情対応
- 第10条 事故対応及び損害賠償
- 第11条 秘密保持と個人情報の保護

第2章 提供されるサービス

- 第12条 介護サービス
- 第13条 健康管理サービスと医療支援
- 第14条 食事サービス
- 第15条 生活相談サービス
- 第16条 生活支援サービス
- 第17条 レクリエーション等

第3章 使用上の注意

- 第18条 使用上の注意
- 第19条 禁止又は制限される行為
- 第20条 修繕・模様替え等
- 第21条 居室への立ち入り

第4章 費用の負担

- 第22条 月払いの利用料
- 第23条 利用料の改定

第5章 契約の終了

- 第24条 契約の終了
- 第25条 設置者からの契約解除
- 第26条 入居者からの解約又は契約解除
- 第27条 明渡し時の原状回復
- 第28条 契約終了後の居室使用に伴う実費精算
- 第29条 財産の引取等

第6章 連帯保証人等

- 第30条 連帯保証人
- 第31条 身元引受人
- 第32条 設置者に通知を必要とする事項
- 第33条 連帯保証人等の変更

第7章 その他

- 第34条 入居予定日前の契約終了
- 第35条 成年後見制度等の利用
- 第36条 反社会的勢力の排除の確認
- 第37条 誠意処理
- 第38条 合意管轄

3. 別表

- 別表 第1 禁止される行為
- 別表 第2 承諾を必要とする行為
- 別表 第3 通知を必要とする行為
- 別表 第4 修繕項目
- 別表 第5 原状回復の条件について

4. 記名押印欄

介護付き有料老人ホーム庵原屋日和館

入居契約書(月払方式)

【 1. 表題部 】

(1) 目的施設

施設名称	介護付き有料老人ホーム庵原屋日和館
施設の類型 及び 表示事項	介護付有料老人ホーム(一般型特定施設入居者生活介護) ● 居住の権利形態:利用権方式 ● 利用料の支払い方式:選択方式(全額前払い方式、月払い方式) ● 入居時の要件:入居時自立・要支援・要介護 ● 介護保険:静岡県指定介護保険特定施設(一般型特定施設) ● 居室区分:全室個室 ● 介護にかかわる職員体制: 2.5:1 以上
介護保険の指定 居宅サービスの指定	● 静岡県指定第2274201207号(平成24年7月1日指定更新) ● 特定施設入居者生活介護事業者 ● 介護予防特定施設入居者生活介護事業者
開設年月日	平成18年7月1日
所在地	〒424-0818 静岡市清水区江尻町4番41号
敷地概要 (権利関係)	● 1004.75 m² ● 土地所有者:鈴木敏博・鈴木和佳子(抵当権:有) ● 通常借地権:契約期間30年(平成17年契約)
建物概要 (権利関係等)	● 鉄骨構造6階建て ● 延べ床面積2682.96 m² (内、有料老人ホーム部分2201.32 m²) ● 事業主体所有(抵当権:有) ● 竣工 平成18年6月15日
居室の概要	● 介護居室(個室50室) 面積18.0 m² ● 50名定員
一時介護室の概要	該当なし
共用施設の概要	● 応接室・洗濯室・機能訓練室・デッキ・健康管理室・デイルーム・来訪者駐車場・駐輪場・食堂・大浴場・個浴室 ● 防火設備:自動火災報知設備、火災通報設備、スプリンクラー ● エレベーター:車椅子対応、ストレッチャー対応

(2) 入居者の居室

階高・居室番号	階	号室 (契約締結日現在)
一般居室介護居室の別		介護居室
間取り・延べ床面積		1 ルーム 18.0 m ²
附属設備等		洗浄トイレ・洗面化粧台・ヘルパーコール・地上、衛星テレビ回線・電話回線・介護ベ ット・空調機・防炎カーテン(2種類)・照明器具

(3) 入居後に支払う費用の内容 (第 22 条関係)

月払い利用料	総額 264,200 円(介護認定が自立の場合 332,730 円)
発生始期	入居日から
支払方法	毎月ご入居者の指定口座より口座自動振替払い
内 訳	管理費 月額 110,000 円(消費税 10%を含む) 使途:事務管理部門の人件費・事務費、ご入居者に対する日常生活支援サービス提供のための人件費・事務費、目的施設の維持管理費及び水道光熱費です。
	食費 月額 79,200 円(1 人 1 日 3 食×30 日の場合の概算額、消費税 10%を含む) 内訳:朝食 660 円/食 昼食 792 円/食 夕食 1188 円/食 使途:食材費、厨房維持費
水道光熱費等	水道光熱費は管理費に含みます。
家賃相当額	月額 75 000 円 使途:ご入居者が当該目的施設に入居し、契約期間中の住まいと日常生活上必要な 各種サービスを受ける場として利用するための居住に関する家賃相当の費用 内訳:事業費(施設の開発費・土地の賃借料・建築費・大規模修繕等修繕費・借入利息・管理事務費等) 家賃相当額は、老人福祉法第 29 条第 6 項において受領が禁止されている権利金及び対価性のない金品に該当しません。
介護サービス費 (要介護認定で非該当の入居者の場合)	月額 1 人当たり 68,530 円(消費税 10%を含む) 使途 要介護認定非該当の入居者に対する介護のために、職員を配置するための費用。
都度払いの利用料	重要事項説明書「個別選択による介護サービス等の一覧表」【C 別途利用料を徴収して実施するサービス】欄に対応した利用料です。
その他費用	介護用品費は別途実費負担。
備 考	● 上記のほか、入居者が本契約とは別に「特定施設入居者生活介護等利用契約」を締結した場合は、介護保険自己負担分の月額利用料が必要となります。 ● この費用の支払い方法等は、上記の月額利用料の取扱いに準じます。 ● 本契約及び特定施設入居者生活介護等利用契約に係る月払い介護サービス費用については、重要事項説明書に示します。

【 2. 本文 】

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 設置者と入居者は、入居者が終身にわたり、目的施設を利用し各種サービスを受けることを目的として、本契約を締結します。

2 設置者は、以下を遵守して本契約を履行します。

- 一 老人福祉法・介護保険法・その他の関係法令
- 二 静岡市有料老人ホーム設置運営指導指針
- 三 有老協が定める倫理綱領

3 入居者は、設置者に対して、表題部(3)で定める月払い利用料等を支払います。

- 4 入居者は、目的施設の適切な運営について家族等の理解と協力が得られるよう努めるものとします。
- 5 入居者が要支援又は要介護認定を受けた場合、入居者は目的施設を利用しながら、介護保険法令に基づく特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護（以下、「特定施設等」という。）の介護サービスを選択利用できます。

（目的施設の表示）

第2条 本契約の対象となる目的施設は、表題部(1)及び(2)で定めます。

（目的施設の利用）

- 第3条 設置者は、この契約の終了(第24条各号)がない限り、入居者の終身にわたりこの契約を履行します。
- 2 入居者は、目的施設の全部又は一部についての所有権を持ちません。
 - 3 入居者は、長期不在又は長期入院中においても、目的施設を利用し各種サービスの提供を受ける本契約の権利を失いません。
 - 4 入居者は、次の行為をすることができません。
 - 一 居室の全部又は一部の転貸
 - 二 他の入居者が入居する居室との交換
 - 三 前各号に類する行為又は処分

（各種サービス）

- 第4条 設置者は、入居者に対し次のサービスを提供します。
- 一 介護サービス(要支援者又は要介護者に対しては、特定施設等サービスの提供)
 - 二 健康管理サービス
 - 三 食事サービス
 - 四 生活相談サービス
 - 五 生活支援サービス
 - 六 レクリエーション等
- 2 設置者は、入居者のために、救急車の手配・医師に対する往診の依頼・入退院又は通院時の介助・入院の手続き代行等の医療支援を行います。なお、入居者の医療に要する費用は入居者の負担となります。
 - 3 入居者は、次の行為をすることができません。
 - 一 本契約に基づく各種サービスを受ける権利の全部又は一部の譲渡
 - 二 前号に類する行為又は処分

（管理規程）

- 第5条 設置者は、本契約内容を補完するために管理規程を作成し、入居者及び設置者はこれを契約内容とすることに合意します。
- 2 前項の管理規程は、本契約に別に定める事項のほか、次の各号に掲げる項目等を含むものとします。
 - 一 目的施設の居室数・入居定員
 - 二 入居者が支払う利用料が充当される各種サービスの具体的内容
 - 三 入居者が医療を要する場合の対応
 - 四 協力医療機関及び協力歯科医療機関の名称・所在地・交通の便・診療科目及び具体的協力内容等
 - 五 緊急避難及び非常災害等に関する定期訓練等の内容
 - 3 設置者は、以下のいずれかに該当する場合、管理規程の内容を変更することができます。この場合、設置者は、第7条に定める運営懇談会の意見を聴くこととします。
 - 一 管理規程の変更が、入居者の一般の利益に適合するとき
 - 二 管理規程の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性及び変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

(目的施設の管理・運営)

第6条 設置者は、管理者その他必要な職員を配置して、目的施設を適切に管理・運営し、サービスの質の向上に取り組むなど、円滑な施設運営を行います。

2 設置者は、以下の内容の記録を作成し、作成の日から2年間保存します。

- 一 入居者が設置者に支払った費用の概要
- 二 設置者が入居者に提供した各種サービスの概要
- 三 緊急やむをえず行った身体拘束の態様・理由・時間、その際の入居者の心身の状況
- 四 入居者及び家族の苦情
- 五 事故が発生した場合の状況及び採った処置
- 六 各種サービスの提供を他の事業者へ委託した場合の、当該事業者の名称・所在地・契約の内容及びその実施状況
- 七 目的施設の修繕及び改修の実施状況

3 設置者は、入居者に対し、運営懇談会において次の事項を報告します。

- 一 毎会計年度の終了後4か月以内に行う設置者の前年度決算内容
- 二 過去1年間の目的施設の運営状況
 - ① 入退去者数・入居者の入居期間分布状況
 - ② 要支援者及び要介護者数
 - ③ 各種サービスの提供状況
 - ④ 前払金返還債務の保全状況
 - ⑤ 各種サービス費用等の収支状況
 - ⑥ 夜勤者を含む職員数、看護・介護職員の勤務体制
 - ⑦ 職員の資格保有の状況
 - ⑧ その他目的施設の管理・運営の状況

(運営懇談会)

第7条 設置者は、本契約の履行に伴って生ずる諸種の問題に関し、意見交換の場として運営懇談会を設置します。

2 設置者は、前項の運営懇談会について、次に掲げる項目を含む詳細を管理規程に定めます。

- 一 設置者・職員及び入居者等から成る運営懇談会の構成員
- 二 設置者側関係者及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者・民生委員等の参加の有無
- 三 運営方法
- 四 報告内容等

(入居者の権利と不利益な取り扱いの禁止)

第8条 入居者は次の権利を有し、これらの権利を行使することで、設置者から不利益な取り扱いや差別的待遇を受けません。

- 一 サービス提供においてプライバシーを可能な限り尊重される。
- 二 希望すれば 自己の健康や介護の記録(医師が管理する診療記録は除く)を閲覧できる。また、入居者以外の者がその閲覧を要求しても、入居者の同意がない限りそれらを閲覧されない。
- 三 自分の写真及び身上や健康の記録は、法令等による場合を除き、入居者の意思に反して外部に公開又は公表されない。
- 四 自らの意思と選択に基づき、介護保険給付サービスを受けることができる。
- 五 自己が選ぶ医師・弁護士・後見人その他の専門家といつでも相談できる。ただし、その費用は入居者が負担する。
- 六 入居者が日常的に使用する金銭の管理を設置者に委託する場合には、その管理方法・定期報告等について、設置者とあらかじめ協議する。なお、入居者・連帯保証人又は身元引受人は、定期報告のほかにいづつでもその管理状況の報告を設置者に求めることができる。
- 七 緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他行動の自由の制限を受けない。

- 八 目的施設の運営に支障がない限り、入居者個人の衣服や家具備品等、個人の財産を居室内に持ち込むことができる。

(苦情対応)

第9条 入居者は、設置者が提供するサービス等に関して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 設置者は、苦情対応方法等を管理規程に定め、入居者の申し立てに迅速かつ誠実に対応してその解決に当たります。
- 3 設置者は、入居者が苦情の申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

(事故対応及び損害賠償)

第10条 設置者は、本契約に基づくサービスの提供における事故発生時の対応、及び事故防止のために諸種の取り組みを行います。

- 2 設置者は、事故が発生し、入居者の生命・身体・健康・財産に損害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、以下の通り対応します。
- 一 直ちに必要な措置を講じる
 - 二 速やかに入居者の家族・身元引受人及び地方自治体の関係部署に連絡・報告を行う
- 3 設置者は、前項の事故により損害が発生し、それが設置者の責めに帰すべき事由による場合には、速やかに入居者に対して損害の賠償を行います。ただし、入居者側に故意又は過失がある場合には、損害賠償額を減ずることがあります。
- 4 設置者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

(秘密保持と個人情報の保護)

第11条 設置者は、入居者の秘密保持と個人情報の保護について、次の事項を遵守します。

- 一 業務上で知り得た入居者及びその家族等に関する秘密や個人情報を、具体的な方法を定めて保護する。
 - 二 秘密保持については、本契約履行中だけでなく、本契約終了後も遵守する。
- 2 設置者は、法令に基づく必要な措置をとるために、以下の場合に入居者等の個人情報を関係者等を開示することがあります。
- 一 入居者又は第三者の生命・身体・健康・財産に危険がある
 - 二 入居者のあらかじめの書面による同意がある
 - 三 その他、入居者の個人情報を開示する正当な理由がある

第2章 提供されるサービス

(介護サービス)

第12条 設置者は、次の事項を管理規程に定め、入居者に介護サービスを提供します。

- 一 入居者に提供する介護サービスの具体的内容
 - ① 入居者の心身状況等の把握方法
 - ② 提供する入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の支援又は世話、機能訓練及び療養上の世話の具体的内容
 - ③ 入居者が負担する介護サービスの費用
 - 二 介護サービスを提供する場所
 - 三 夜間を含め介護サービスを提供する看護・介護職員等の配置状況
- 2 入居者は、特定施設等の介護給付を受ける場合は、本契約とは別に設置者と利用契約を締結します。当該契約に伴い必要となる費用は、利用契約書に規定します。
- 3 設置者は、入居者に対してより適切な介護サービスの提供のために必要と判断する場合には、本契約に基づくサービスの提供の場所を目的施設内において変更する場合があります。

設置者は、入居者に対し他の居室への住み替えを求める場合は、次の手続きを行います。なお、それぞれの手続きは書面にて確認します。

- ① 設置者の指定する医師の意見を聴く
- ② 緊急やむをえない場合を除いて、一定の観察期間を設ける
- ③ 居室の権利や月払い利用料の額その他の本契約内容に重大な変更が生じる場合は、次の項目について入居者・連帯保証人及び身元引受人等に説明を行う
 - ア 居室の権利の変動
 - イ 居室の変更及び居室の占有面積の変更に伴う費用負担の増減又は費用調整の有無
 - ウ 提供する介護サービスの変更内容
- ④ 入居者及び身元引受人の同意を得る

(健康管理サービスと医療支援)

第13条 設置者は、入居者の日常の健康状態に留意するとともに、次の事項を管理規程に定め、それに基づいて入居者に健康管理サービスを提供します。

- 一 入居者が定期的に健康診断を受ける機会を提供すること
- 二 医師又は看護師等による健康相談・体温測定等を実施すること
- 三 入居者が罹病・負傷等により治療を必要とする場合には、医療機関・歯科医療機関との連絡・紹介・受診手続き・通院介助等を行うこと
- 四 入居者の同意を得た上で入手した健康診断及び医療処置の記録を、適切に保存すること
- 五 健康管理サービス及び医療支援に要する費用

(食事サービス)

第14条 設置者は、次の事項を管理規程に定め、入居者に食事を提供します。

- 一 栄養士その他食事の提供に必要な職員を配置すること
- 二 目的施設において、栄養士が作成する献立表に基づき、入居者に1日3食の食事を提供すること
- 三 入居者の治療を担当する医師の書面による指示がある場合には、その指示による食事を提供すること

2 設置者は、朝昼夕それぞれの1食当たりの価格等を管理規程に定め、提供した実数に応じた費用を徴収します。

(生活相談サービス)

第15条 設置者は、次の事項を管理規程に定め、それに基づいて入居者に生活相談や助言を行います。

- 一 設置者が一般的に対応できる生活相談や助言
- 二 専門的な相談や助言のために設置者が入居者に情報提供できる専門家や専門機関の概要
- 三 生活相談サービスに要する費用

(生活支援サービス)

第16条 設置者は、次の事項を管理規程に定め、それに基づいて入居者に生活支援サービスを提供します。

- 一 入居者の安否確認又は状況把握
- 二 設置者が一般的に対応できる、入居者への生活支援サービス
- 三 身元引受人等への定期的、及び必要に応じた連絡
- 四 入居者の依頼による小口現金の管理
- 五 生活支援サービスに要する費用

(レクリエーション等)

第 17 条 設置者は、次の事項を管理規程に定め、それに基づいて入居者に運動・娯楽等のレクリエーション等を提供します。

- 一 設置者が提供する、運動・娯楽等のレクリエーションの内容
- 二 設置者が紹介できる、レクリエーション等の内容
- 三 レクリエーション等に要する費用

第3章 使用上の注意

(使用上の注意)

第 18 条 入居者は、目的施設及び敷地等の利用方法等に関し、その本来の用途に従って、善良な管理者の注意をもって利用するものとします。

(禁止又は制限される行為)

第 19 条 入居者は、目的施設の利用に当たり、別表第 1 に掲げる行為をしてはなりません。

- 2 入居者は、目的施設の利用に当たり、設置者の書面による承諾を得ることなく、別表第 2 に掲げる行為をしてはなりません。
- 3 入居者が、本条各項の規定に違反もしくは従わず、設置者又は他の入居者等に損害を与えた場合には、設置者又は当該第三者に対して損害賠償責任が生ずることがあります。

(修繕・模様替え等)

第 20 条 設置者は、入居者が目的施設を利用するために必要な修繕を自らの負担において行います。ただし、入居者の責めに帰す事由により必要となった修繕に要する費用は、入居者が負担するものとします。

- 2 前項の規定に基づき設置者が修繕を行う場合、設置者はあらかじめその旨を入居者に通知することとします。この場合において、入居者は正当な理由がある場合を除き、その修繕の実施を拒否することができません。
- 3 入居者は、設置者の承諾を得ることなく、別表第 4 に掲げる修繕を自らの負担において行うものとします。
- 4 入居者は、居室について模様替え等を行おうとする場合は、事前にその工事の内容・規模及びその費用負担等について設置者と協議の上、設置者の承諾を得るものとします。

(居室への立ち入り)

第 21 条 設置者は、次の各号の必要がある場合、あらかじめ入居者の承諾を得て、居室内へ立ち入り、必要な措置をとることができます。この場合、入居者は正当な理由がある場合を除き、設置者の立ち入りを拒否することはできません。

- 一 入居者の安否確認
 - 二 目的施設の保全・衛生管理・防犯・防火・防災
 - 三 その他、管理上特に必要があるとき
- 2 設置者は、次の場合には、あらかじめ入居者の承諾を得ることなく、居室内に立ち入ることがあります。入居者の不在時に居室内に立ち入ったときは、立ち入り後、その理由と経過を入居者に通知することとします。
- 一 火災・自然災害等の緊急の場合
 - 二 その他入居者又は第三者の生命・身体・健康・財産に重大な支障をきたす緊急のおそれがある場合

第4章 費用の負担

(月払いの利用料)

第 22 条 設置者は、次の事項について、月払い利用料の金額・支払方法やその詳細を、表題部 (3) 及び管理規程に定めます。

- 一 管理費
- 二 食費
- 三 家賃相当額
- 四 介護サービス費(特定施設等サービスの費用を除く。)
- 五 都度払いの利用料
- 六 その他費用
- 七 前号までの利用料の支払方法

2 本条に定める費用について、1か月に満たない期間の費用は、1か月を30日として日割計算した額とします。

(利用料の改定)

第23条 設置者は、月払いの利用料を改定することができます。その場合には、次の措置を講じます。

- 一 改定する利用料の収支状況等や目的施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数、人件費等を勘案した改定理由について、運営懇談会の意見を聴く
- 二 改定に当たっては、入居者・連帯保証人・身元引受人へ事前に通知する

第5章 契約の終了

(契約の終了)

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約は終了するものとします。

- 一 入居者が死亡したとき
- 二 設置者が第25条により本契約を解除したとき
- 三 入居者が第26条により本契約を解約又は解除したとき

(設置者からの契約解除)

第25条 設置者は、入居者に次の事由があり、かつ信頼関係を著しく害する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 入居に際し虚偽の説明を行う等の不正手段により入居したとき
 - 二 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、2か月以上遅滞したとき
 - 三 第3条第4項の規定に違反したとき
 - 四 第19条第1項又は同第2項の規定に違反したとき
 - 五 入居者の行動が、他の入居者又は設置者の役職員の生命・身体・健康・財産(設置者の財産を含む)に危害を及ぼし、ないしは、その危害の切迫したおそれがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき
- 2 設置者は、入居者又はその家族・連帯保証人・身元引受人等による、設置者の役職員や他の入居者等に対するハラスメントにより、入居者との信頼関係が著しく害され事業の継続に重大な支障が及んだときに、本契約を解除することがあります。
- 3 前2項の規定に基づく契約解除の場合、設置者は書面にて次の手続きを行います。
- 一 契約解除の通告について90日の予告期間をおく
 - 二 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける
 - 三 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者や関係機関と協議し、移転先の確保について協力する
- 4 本条第1項第五号によって契約を解除する場合、設置者は前項に加えて次の手続きを書面にて行います。
- 一 医師の意見を聴く
 - 二 一定の観察期間をおく
- 5 設置者は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を直ちに解除することができます。
- 一 第36条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 本契約締結後に反社会的勢力に該当したとき

- 6 設置者は、連帯保証人又は身元引受人が本条第5項第一号又は第二号のいずれかに該当する場合、各当事者との契約を直ちに解除することができます。
- 7 設置者は、前項において各当事者との契約を解除した場合、入居者に新たな連帯保証人又は身元引受人の指定を求め、入居者がこれに応じないときは本契約を解除することができます。

(入居者からの解約又は契約解除)

第26条 入居者は、設置者に対し解約日の少なくとも30日前までに申し入れを行うことにより、本契約を解約することができます。解約の申し入れは設置者に対し所定の書面による解約届を提出するものとします。

- 2 入居者が書面による前項の手続きを経ずに退去した場合、設置者は、退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、本契約が解約されたものとします。
- 3 本条第1項に関わらず、入居日の翌日から三月以内に解約しようとする場合は、所定の様式により届け出ることによって予告期間なく解約することができます。
- 4 入居者は、設置者又はその役員が次の各号のいずれかに該当した場合には、本契約を直ちに解除することができます。
 - 一 第36条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 本契約締結後に設置者又はその役員が反社会的勢力に該当したとき

(明渡し時の原状回復)

第27条 入居者又は身元引受人等は、第24条第二号又は第三号により本契約が終了した場合には、直ちに居室を明け渡すこととします。また、同条第一号により本契約が終了した場合には、契約終了日から起算して30日以内に居室を明け渡すこととします。

- 2 入居者又は身元引受人等は、前項の明渡しの際に、通常の使用によって生じた居室の損耗、並びに居室・設備の経年変化による損耗を除き、居室を原状回復しなければなりません。
- 3 設置者、及び入居者又は身元引受人等は、居室の明渡し時において、契約時に特約を定めた場合は当該特約を含め、別表第5の規定に基づき入居者が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとします。

(契約終了後の居室使用に伴う実費精算)

第28条 入居者は、第24条第二号又は第三号による契約終了日までに居室を明け渡さない場合には、契約終了日の翌日から起算して明渡しの日までの、賃料相当損害金を設置者に支払うものとします。

- 2 第24条第一号による契約終了の場合は、契約終了日から起算して30日目を明渡し期限として、前項の取扱いを行います。

(財産の引取等)

第29条 設置者は、本契約の終了後に入居者が残した所有物等の引き取りを、入居者又は身元引受人等に求めることとし、引き取りがなされるまでこれを善良なる管理者の注意をもって保管します。

- 2 入居者又は身元引受人等は、前項の連絡を受けた場合、本契約終了日から起算して30日以内に、入居者が残した所有物等を引き取るものとします。ただし、設置者は、状況によりこの期間を延長することがあります。
- 3 設置者は、前項の期限を超えた場合、入居者が残した所有物等の保管場所を変更することがあります。
- 4 設置者は、本条第2項による引取期限から60日を過ぎてもなお残された所有物等については、入居者又は入居者の相続人がその所有権等を放棄したものとみなし、設置者において入居者の負担により、必要に応じ強制執行等の法的手段を講じることも含め、適宜処分することができるものとします。

第6章 連帯保証人等

(連帯保証人)

第30条 連帯保証人は、設置者との合意により入居者と連帯して、本契約から生じる入居者の金銭債務を履行する責任を負うものとします。

- 2 前項の連帯保証人の負担は、本契約書の記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、次のいずれかの事由により確定するものとします。ただし設置者は、当該確定前であっても、債務の支払いを求めることができます。
 - 一 入居者又は連帯保証人が破産手続開始の決定を受けたとき
 - 二 入居者又は連帯保証人が死亡したとき
- 4 連帯保証人の請求があったときは、設置者は、連帯保証人に対し遅滞なく月払い利用料の支払状況や滞納金の額・損害賠償の額等、入居者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

（身元引受人）

第 31 条 身元引受人は、設置者との合意により以下の義務を負います。

- 一 入居者の生活維持のため、又は介護等に関する意見申述等を行い、必要に応じて設置者と協議する
 - 二 入居者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引き受けを行うよう努める
 - 三 入居者が第 26 条により本契約を解除された場合、入居者の身柄の引き取りについて協議する
- 2 入居者は、前項第二号に規定する、契約終了後に身元引受人が自己の遺体及び遺留金品を引き取ることを認めるものとします。
 - 3 設置者は、入居者が要支援又は要介護状態にある場合には、入居者の日常生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとします。
 - 4 身元引受人は、連帯保証人を兼ねることができます。

（設置者に通知を必要とする事項）

第 32 条 連帯保証人又は身元引受人（以下、「連帯保証人等」という。）は、自己又は入居者に、別表第 3 に定める事実が発生した場合、各々はその事実や内容等を遅滞なく設置者に通知するものとします。

（連帯保証人等の変更）

第 33 条 設置者は、連帯保証人等が別表第 3 第 2 号又は第 5 号に該当し、相当の理由があると認めるときは、入居者に対して新たに連帯保証人等を定めることを求めることがあります。

- 2 前項の場合において、新たな連帯保証人等が定まらない場合には、設置者は、入居者と協議するものとします。

第7章 その他

（入居予定日前の契約終了）

第 34 条 入居者は、入居予定日前であって、本契約締結日から 14 日以内であれば、第 26 条の定めに関わらず、直ちに本契約を解約することができます。

- 2 入居者は、本契約締結日より 15 日目から入居予定日の前日までであれば、第 26 条の定めに関わらず、直ちに本契約を解約することができます。この場合、入居手続きに関連して発生した費用の実費を徴収するものとします。
- 3 設置者は、入居者が次のいずれかに該当するときは、第 25 条の定めに関わらず、1 週間の催告期間において本契約を解除することができます。この場合、入居手続きに関連して発生した費用の実費を徴収するものとします。
 - 一 入居に関する書類等に重大な不実記載があること、又は不正な手段で入居しようとしていることが入居予定日前に判明したとき
- 4 本条における解約・解除については、入居者・設置者ともに、書面をもって相手方に通知するものとします。

（成年後見制度等の利用）

第 35 条 入居者は、その判断能力が低下して、財産管理又は本契約の履行に支障が生じ、もしくはそのおそれがある場合には、成年後見制度等の利用に努めるものとし、設置者は、補助・保佐・後見開始の審判等に協力するものとします。

(反社会的勢力の排除の確認)

第 36 条 設置者と、入居者・連帯保証人及び身元引受人とは、それぞれの相手方に対し、次の事項を確約します。

- 一 自らが暴力団・暴力団関係者若しくはこれに準ずる者又は構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 自らの役員(業務を執行する社員・取締役又はこれらに準ずる者をいう。)又は身元引受人等が反社会的勢力ではないこと
- 三 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の行為又は業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - ③ 目的施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為
 - ④ 目的施設に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

(誠意処理)

第 37 条 本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈については、設置者ならびに入居者は相互に協議し、誠意をもって処理することとします。

(合意管轄)

第 38 条 本契約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む)は、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに、設置者及び入居者は合意します。

附則

平成 18 年 7 月 1 日 施行

令和 2 年 4 月 1 日 改正

【 3. 別表 】

別表第1 禁止される行為（第19条第1項関係）

1. 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
2. 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
3. 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
4. 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
5. 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。
6. 目的施設又は目的施設の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
7. 上記のほか、騒音、振動、不潔行為等により、近隣又は他の入居者に迷惑をかけること。

別表第2 承諾を必要とする行為（第19条第2項関係）

1. 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
2. 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
3. 第20条第4項に定める模様替え等を行うこと。
4. 鑑賞用の小鳥・魚、又は、明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない犬・猫等の動物を飼育すること。
5. 上記のほか、管理規程等において設置者の承諾を必要とすると定められていること。

別表第3 通知を必要とする行為（第32条関係）

1. 氏名や連絡先を変更したとき
2. 死亡等重大な支障が生じたとき
3. 成年後見制度による後見人、保佐人、補助人の審判請求があったとき
4. 「任意後見契約に関する法律」に基づく任意後見契約に基づき、任意後見監督人の選任が請求されたとき
5. 破産の申立て、強制執行・仮差押え・仮処分・競売・民事再生等の手続開始の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき

別表第4 修繕項目（第20条第3項関係）

居室備え付けの照明器具の電球、蛍光灯の取替	カーテンの洗濯・補修
洗面の蛇口のパッキン、コマの取替え	空調機の清掃・修繕
その他費用が軽微な修繕	照明器具・空調機・温水洗浄便座のリモコン電池の取替

別表第5 原状回復の条件について（第27条関係）

本契約の原状回復条件は、下記Ⅱの「例外としての特約」による以外は、賃貸住宅の原状回復に関する費用負担の一般原則の考え方によります。すなわち、

- 入居者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等については、入居者が負担すべき費用となる。なお、震災等の不可抗力による損耗、上階の入居者など入居者と無関係な第三者がもたらした損耗等については、入居者が負担すべきものではない。
- 建物・設備等の自然的な劣化・損耗等（経年変化）及び入居者の通常の使用により生ずる損耗等（通常損耗）については、設置者が負担すべき費用となるものとします。その具体的内容は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」において定められた概要は、下記のとおりです。

I 本物件の原状回復条件

(ただし、民法 90 条並びに消費者契約法第 8 条、第 9 条及び第 10 条に反しない内容に関して、下記 II の「例外としての特約」の合意がある場合は、その内容によります。)

1 設置者・入居者の修繕分担表

設置者の負担となるもの	入居者の負担となるもの
【床(長尺シートなど)】	
1. 長尺シートのワックスがけ 2. 家具の設置による床、長尺シートのへこみ、設置跡 3. 長尺シートの色落ち(日照、建物構造欠陥による雨漏りなどで発生したもの)	1. 長尺シートに飲み物等をこぼしたことによるシミ、カビ(こぼした後の手入れ不足等の場合) 2. 冷蔵庫下のサビ跡(サビを放置し、床に汚損等の損害を与えた場合) 3. 引越作業等で生じた引っかきキズ 4. 長尺シートの色落ち(入居者の不注意で雨が吹き込んだことなどによるもの)
【壁、天井(クロスなど)】	
1. テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ(いわゆる電気ヤケ) 2. 壁に貼ったポスターや絵画の跡 3. 壁等の画鋸、ピン等の穴(下地ボードの張替えは不要な程度のもの) 4. クロスの変色(日照などの自然現象によるもの)	1. 入居者が結露を放置したことで拡大したカビ、シミ(設置者に通知もせず、かつ、拭き取るなどの手入れを怠り、壁等を腐食させた場合) 2. クーラーから水漏れし、入居者が放置したため壁が腐食 3. タバコ等のヤニ、臭い(喫煙等によりクロス等が変色したり、臭いが付着している場合) 4. 壁等のくぎ穴、ネジ穴(重量物をかけるためにあけたもので、下地ボードの張替えが必要な程度のもの) 5. 入居者が天井に直接つけた照明器具の跡 6. 落書き等の故意による毀損 7. 車いす、歩行補助用具等の接触等による毀損
【建具、柱等】	
1. 網戸の張替え(特に破損はしてないが、次の入居者確保のために行うもの) 2. 地震で破損したガラス 3. 網入りガラスの亀裂(構造により自然に発生したもの)	1. 飼育ペットによる柱等のキズ、臭い(ペットによる柱、クロス等にキズが付いたり、臭いが付着している場合) 2. 落書き等の故意による毀損 3. 車いす、歩行補助用具等の接触等による毀損
【設備、その他】	
1. 空調機の内部洗浄(喫煙等の臭いなどが付着していない場合) 2. 消毒(トイレ) 3. 鍵の取替え(破損、鍵紛失のない場合) 4. 設備機器の故障、使用不能(機器の寿命によるもの)	1. トイレは備え付けのトイレットペーパー以外の物(衣類・おむつ・パットなど)を流し、便器や排水管が詰まった場合の修繕工事 2. 排泄等で便器及び周囲の頻繁な汚染により、周囲の変色・臭いの付着・器具等の劣化 3. カーテンの不適切な開閉等による破損 4. 空調機リモコンのくさを外し、落下して破損した場合の取替 5. 鍵の紛失又は破損による取替 6. 鍵が複製された場合は退去時にシリンダーの取替

II 例外としての特約

原状回復に関する費用の一般原則は上記のとおりですが、入居者は、例外として下記の費用については、入居者の負担とすることに合意します(ただし、民法第90条並びに消費者契約法第8条、第9条及び第10条に反しない内容に限ります)。

例外の 範囲	

特約締結日	令和	年	月	日
-------	----	---	---	---

入居者	住 所			
	氏 名		男・女	印
	生年月日	大正・昭和	年 月 日	

設置者	住 所	静岡市清水区江尻町4番41号		
	法 人 名	有 限 会 社 庵 原 屋		印
	代表者氏名	鈴 木 敏 博		

【 4. 記名押印欄 】

下記入居者と設置者は、本入居契約（表題部、契約本文、同別表、及び管理規程）を締結し、また設置者と連帯保証人は、上記のとおり入居者の債務について保証契約を締結したことを証するため、本入居契約書 4 通を作成し、設置者、入居者、連帯保証人、身元引受人が記名押印の上、各自がその1通を保有する。

契約締結日	令和	年	月	日		
入居予定日(入居日)	令和	年	月	日		
変更後入居日(実際に入居した日)	令和	年	月	日	入居者 ^⑩	設置者 ^⑩

入居者	住 所				
	氏 名				男・女
	生年月日	大正・昭和	年	月	日

設置者	住 所	静岡市清水区江尻町4番41号			
	法 人 名	有 限 会 社 庵 原 屋			⑩
	代表者氏名	鈴 木 敏 博			

連 帯 保 証 人 □ 身 元 引 受 人	住 所				
	氏 名				⑩
	入居者との続柄				
	連帯保証の 極度総額 (入居時の介護認定及び負担割合にて決まります)	介護認定/負担割合	1割	2割	3割
		要支援 1	☐ 1,353,975	☐ 1,386,950	☐ 1,419,930
		要支援 2	☐ 1,375,715	☐ 1,430,435	☐ 1,485,150
		要介護 1	☐ 1,415,490	☐ 1,509,980	☐ 1,604,470
		要介護 2	☐ 1,426,615	☐ 1,532,225	☐ 1,637,840
		要介護 3	☐ 1,438,240	☐ 1,555,480	☐ 1,672,725
		要介護 4	☐ 1,449,025	☐ 1,577,055	☐ 1,705,080
		要介護 5	☐ 1,460,655	☐ 1,600,310	☐ 1,739,965
		自立・非該当	☐ 1,663,650		
	極度総額の 算定根拠	該当費用: (管理費 110,000 円+食費 79,200 円+家賃相当額 75,000 円+介護保険自己負担分(介護認定が自立の場合は介護サービス費 68,530 円))			
該当期間:費用の遅滞 2 か月に退去予告 90 日を加え 5 か月とする 該当費用×該当期間＝連帯保証の極度総額					

□ 身 元 引 受 人	住 所				
	氏 名				⑩
	入居者との続柄				

身元引受人及び連帯保証人はそれぞれを兼ねることができ、該当者に^⑩をしてください。

